滋賀県個人情報保護条例改正に係る関係規則等の整備について

1 個人識別符号および要配慮個人情報に係る改正の対応について

個人情報保護条例の改正により、個人識別符号(条例第2条第2号)および不利益が生じる おそれのある記述等が含まれる個人情報(条例第6条第2項)の具体的な内容については、規 則で定めることとなっている。このため、当該規則については、<u>滋賀県個人情報保護条例施行</u> 規則の新設を行い、規則からさらに告示に委任する内容があることから、当該内容については 個人情報保護条例施行規程(告示)により対応することとした。

個人情報保護法

個人情報保護法 施行令

個人情報保護法 施行規則

行政機関個人情報保護法

行政機関個人情報 保護法施行令

行政機関個人情報 保護法施行規則

個人情報保護条例

個人情報保護条例 施行規則(制定)

個人情報保護条例 施行規程(告示·制定)

[参考] 滋賀県個人情報保護条例(改正後) 抜粋

(定義) 第2条

- (2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、<u>規則で定め</u>るものをいう。
- ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号 その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- イ 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

(取得の制限) 第6条

2 実施機関は、思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがあるものとして<u>規則で定める記述等</u>が含まれる個人情報を取得してはならない。ただし、法令等に定めがある場合、警察の責務の遂行のために取得する必要があると実施機関が認める場合およびあらかじめ滋賀県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合は、この限りでない。

2 事業者規定に係る対応について

個人情報保護法の改正に伴い、以下のとおり条例改正を行ったことから、<u>知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正</u>および<u>事業者における個人情報の取扱いに関する指針の廃止</u>により対応。

滋賀県個人情報保護条例			条例改正に伴う対応
事業者の責務(条例第 46 条)	\rightarrow	削除	規則改正
指導および助言(条例第47条第1項)	\rightarrow	削除	規則改正
指針(条例第47条第2項)	\rightarrow	削除	規則改正・指針の廃止
説明または資料の提出要求(条例第48条)	\rightarrow	削除	規則改正
是正の勧告(条例第 49 条)	\rightarrow	削除	規則改正
事実の公表(条例第50条)	\rightarrow	削除	規則改正
苦情相談の処理(条例第 51 条)	\rightarrow	存置	
事業者の支援	\rightarrow	新設	

滋賀県個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

平成29年7月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第 号

滋賀県個人情報保護条例施行規則 (案)

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

- 第3条 条例第2条第2号の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
 - (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして知事が定める基準に適合するもの
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格および皮膚の色ならびに目、鼻、口その他の顔の部位の位置および形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉ならびに声道の形状およびその変化
 - オ 歩行の際の姿勢および両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひらまたは手の甲もしくは指の皮下の静脈の分岐および端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋または掌紋
 - (2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号
 - (3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
 - (4) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 93 条第1項第1号の免許証の番号
 - (5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード
 - (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 5 項に規定する個人番号
 - (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された知事が定める文字、番号、 記号その他の符号
 - ア 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) 第 9 条第 2 項の被保険者証
 - イ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項の被保険者証
 - ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証
 - (8) その他前各号に準ずるものとして知事が定める文字、番号、記号その他の符号

(不利益が生じるおそれがある記述等が含まれる個人情報)

- 第4条 条例第6条第2項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴ま たは犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。
 - (1) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の知事が定める心身の機能の障害があること。
 - (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
 - (3) 健康診断等の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤が行われたこと。
 - (4) 本人を被疑者または被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が 行われたこと。
 - (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年またはその疑いのある者として、調査、 観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(運用状況の公表)

- 第5条 条例第57条の規定による運用状況の公表は、滋賀県公報に登載することにより行うものとする。 (委任)
- 第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県告示第 号

滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)および滋賀県個人情報保護条例施行規則(平成29年滋賀県規則第一号)の規定に基づき、滋賀県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

平成29年7月日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県個人情報保護条例施行規程(案)

(身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準)

第1条 滋賀県個人情報保護条例施行規則(以下「規則」という。)第3条第1号の知事が定める基準は、特定の個人 を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変 換することとする。

(証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号)

- 第2条 規則第3条第7号の知事が定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それ ぞれ当該各号に定めるものとする。
 - (1) 規則第3条第7号アに掲げる証明書 同号アに掲げる証明書の記号、番号および保険者番号
 - (2) 規則第3条第7号イおよびウに掲げる証明書 同号イおよびウに掲げる証明書の番号および保険者番号 (旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号)
- 第3条 規則第3条第8号の知事が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
 - (1) 健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号)第 47 条第 2 項の被保険者証の記号、番号および保険者番号
 - (2) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号および保険者番号
 - (3) 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)第35条第1項の被保険者証の記号、番号および保険者番号
 - (4) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号および保険者番号
 - (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 2 条第 5 号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号
 - (6) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
 - (7) 私立学校教職員共済法施行規則(昭和28年文部省令第28号)第1条の7の加入者証の加入者番号
 - (8) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号
 - (9) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
 - (10) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号および保険者番号
 - (11) 国家公務員共済組合法施行規則(昭和 33 年大蔵省令第 54 号)第 89 条の組合員証の記号、番号および保険者番号
 - (12) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号および保険者番号
 - (13) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号および保険者番号
 - (14) 国家公務員共済組合法施行規則第 127 条の2第1項の船員組合員証および船員組合員被扶養者証の記号、番号および保険者番号
 - (15) 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第1号)第93条第2項の組合員証の記号、番号および保険者番号
 - (16) 地方公務員等共済組合法施行規程第 100 条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号および保険者番号
 - (17) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号および保険者番号
 - (18) 地方公務員等共済組合法施行規程第 176 条第2項の船員組合員証および船員組合員被扶養者証の記号、番号および保険者番号
 - (19) 雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
 - (20) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号) 第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

(不利益が生じるおそれがある記述等が含まれる個人情報)

- 第4条 規則第4条第1号の知事が定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害
 - (2) 知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) にいう知的障害
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平

成16年法律第167号) 第2条第2項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)

(4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

付 則

この告示は、平成29年7月 日から施行する。

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則新旧対照表

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則新旧対照表				
IΒ	新			
知事の保有する個人情報の <u>保護等</u> に関する規則	知事の保有する個人情報の <u>保護</u> に関する規則			
(趣旨)				
第1条 この規則は、知事の保有する個人情報の <u>保護等</u> について、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、知事の保有する個人情報の <u>保護</u> について、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。			
第2条 省略	第2条 省略			
(個人情報取扱事務の登録事項)	(個人情報取扱事務の登録事項)			
第3条 条例第12条第2項第6号に規定する実施機関の定める事項は、	第3条 条例第12条第2項第6号に規定する実施機関の定める事項は、			
次のとおりとする。	次のとおりとする。			
(1)~(5) 省略	(1)~(5) 省略			
(6) 特定個人情報の取扱いの有無	(削る)			
第4条~第10条の11 省略	第4条~第10条の11 省略			
(指針の公表)				

第11条 条例第47条第2項の規定による指針の公表は、滋賀県公報に登載することにより行うものとする。	(削る)
(説明または資料の提出の要求) 第12条 事業者に対して、条例第48条の規定により説明または資料の提出を求める場合においては、その理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。	(削る)
(是正の勧告) 第13条 事業者に対して、条例第49条の規定により勧告する場合におい ては、その理由その他必要な事項を記載した書面により行うものとす る。	(削る)
(事実の公表) 第14条 条例第50条第1項の規定による公表は、事業者の氏名または名 称その他必要な事項を滋賀県公報に登載することにより行うものとす る。	(削る)
(意見陳述の機会の付与) 第15条 条例第50条第2項の規定による意見陳述は、陳述書の提出により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると知事が認める	(削る)

ときは、口頭により行うことができる。

- 2 知事は、条例第50条第2項の規定により事業者に対して意見陳述の 機会を与えるときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面によ り通知するものとする。
 - (1) 公表しようとする内容およびその理由
 - (2) 陳述書の提出先および提出期限
 - (3) やむを得ない理由があるときは、陳述書の提出に代えて口頭によることができる旨
 - (4) 陳述書が提出されず、かつ、口頭による意見陳述がない場合の措置
- 3 知事は、前項の規定により通知を受けた事業者またはその代理人(以下「当事者」という。)がやむを得ない理由により陳述書の提出期限 の延長を申し出た場合は、提出期限を延長することができる。
- 4 当事者が口頭による意見陳述をするときは、知事が指定する職員が 聴取するものとする。この場合において、当該職員は、その陳述の要 旨を記載した調書を作成しなければならない。

(運用状況の公表)

第16条 条例第61条の規定による運用状況の公表は、滋賀県公報に登載することにより行うものとする。

(削る)

様式第1号(第2条	個人情報取扱事務登録簿		別記様式第1号()		取扱事務登録簿	
登録担当機関	登録番号 区分	□ 全 庁 共 通 □ 地方機関共通 □ 固 有	登録担当機関		登録番号	□ 全 庁 共 通 区分 □ 地方機関共通 □ 固 有
登 録 年 月 日	年月日事務の開始時期	年 月 日	登録年月日	平成 年 月 日	事務の開始時期	年 月 日
事務の名称			事務の名称			
務の目的			事務の目的			
け象者の範囲			対象者の範囲			
事務を担当する 関			事務を担当する機関			
人情報を保有る 機 関	本庁 地方機関		個人情報を保有する機関	本庁	地方機関	
記録項目	本 的 事 項	資産状況回収入状況回納税状況回転引状況回収入状況□□□○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	記録項目	□ 個人識別符号等 □ 個人識別符号等 □ 個人番号] □ 日 名 所 ・ 年籍 ・ 年年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	世 学業・学歴	 その他 □ 思想・信条・宗教 □ 人種 □ 社会的身分 取 初罪の経歴 □ 犯罪により害を 被った事実 □ 変
主 な 取 得 先	□ 本人□ 本人以外□ 当該実施機関内□ 他の県の機関□ 国・市町村等□ 出版、報道等		主な取得先	□ 他 ⁽	変実施機関内 □ 民間・ の県の機関 □ その他 ・市町村等 [仮、報道等	
処 理 形 態	□ 電子計算機処理を含む (オンライン結合による提供□ 有 □ 無)□ 手作業処理のみ	部委託 無 無	処 理 形態	□ 電子計算機処理を含む	る提供 □ 有 □ 無	外部委託 □ 有□ 無
経常的な利用また は 提 供 先	□ 対の側の機関 □ その地 情	持定個人 青報の 対扱い □ 無	経常的な利用または提供先	□ 無 □ 有 □ 当該実施 □ 他の県の □ 国・市田		
備考			備考			

滋賀県告示第 号

事業者における個人情報の取扱いに関する指針(平成7年滋賀県告示第436号)は、廃止する。 平成29年7月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

個人情報取扱事務の登録に関する事務取扱要領新旧対照表

	旧			新			
第1	第1~第6 省略			第1~第6 省略			
第7	(1)~(15) 省略		第7	(1)~(15) 省略			
<u>(16)</u> ‡	寺定個人情報の取扱い						
<u> </u>	当該事務で取り扱う個人情報の中に特定個人情報が含まれているかどうかについて、該当			(削る)			
0	のものにレ印または ■ 印を付ける。						
別紙			別紙				
	個人情報の記録項目	個人情報の記録項目の具体例		個人情報の記録項目	個人情報の記録項目の具体例		
	整理番号	免許番号、許認可番号、証書番号、受験番号		個人識別符号等	<u>指紋、旅券番号、国民年金番号、</u> 免許 <u>証</u> 番号、許認可番		
基	氏 名	氏名 (氏のみ、名のみの場合を含む。)、通称、ペン ネーム、芸名、旧姓	基	氏 名	号、証書番号、受験番号、個人番号(マイナンバー) 氏名(氏のみ、名のみの場合を含む。)、通称、ペン ネーム、芸名、旧姓		
本的	住 所	住所、居所、連絡先、住所歷	本的	住 所	住所、居所、連絡先、住所歴		
事	本籍・国籍	国籍、外国人(日本人)であること、本籍	事	本籍・国籍	国籍、外国人(日本人)であること、本籍		
項	生年月日 • 年齢	生年月日、年齢	項	生年月日 • 年齢	生年月日、年齢		
	性別	男女の表示		性別	男女の表示		
	電話番号	電話番号、ファックス番号		電話番号	電話番号、ファックス番号		
	個人番号	個人番号(マイナンバー)		_(削る)_	<u>(削る)</u>		
心	健康状態	健康診断結果、血圧、血液型、傷病の状況	_(<u> </u>	<u>刊る)</u>			
身	病 歴	病歴、既往症					
状	障害	障害の有無、障害の種類・部位・程度、補装具の有無					
況	身体状況	身長、体重、運動能力					

	その他	顔写真、性格(短所・長所)、行動
家	(省略)	
庭		
状		
況		
	学業・学歴	在学校名、入学・卒業年、在学期間、退学・休学・停
		学等、専攻科目、学業成績、クラブ活動
社	職業・職歴	会社名、勤務先、職種・職名、就職・退職年、在職期
仁		間、事業名
会	資 格	資格・免許の有無・種類
X	<u>賞</u> 罰	叙位・叙勲、表彰、犯罪歴、行政処分歴、反則金
生	成績・評価	各種試験の結果、功績、勤務評価、技能の記録
王.	趣味	趣味、嗜好、好み
活	職業以外の社会活動歴	サークル・ボランティア活動、各種団体(自治会、P
10		TA、体育会)等への加入・活動
	その他	著書、成年被後見開始の有無
資	(省略)	
産		
•		
収		
入		
		・思想、信条および宗教
	そ の 他	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
		<u>・</u> 上記のいずれにも該当しないもの

(省	[略]	
	学業・学歴	在学校名、入学・卒業年、在学期間、退学・休学・停
		学等、専攻科目、学業成績、クラブ活動
社	職業・職歴	会社名、勤務先、職種・職名、就職・退職年、在職期
红		間、事業名
会	資 格	資格・免許の有無・種類
云	(削る)	_(削る)_
生	成績・評価	各種試験の結果、功績、勤務評価、技能の記録
生	趣味	趣味、嗜好、好み
活	職業以外の社会活動歴	サークル・ボランティア活動、各種団体(自治会、P
台		TA、体育会)等への加入・活動
	その他	叙位・叙勲、表彰、行政処分歴、反則金、著書、成年被
		後見開始の有無
資	(省略)	
産		
•		
収		
入		
そ	相談内容	
<u>の</u>	上記各項目に該当しな	
他	い個人情報	

(追加)		思想・信条・宗教	政治理念、政治的信条、支持政党名、信仰する宗教、宗
			派に関する情報、所属する宗教法人名
	<u>取</u>	人 種	世系または民族的もしくは種族的出身(国籍・外国人と
	<u>得</u>		いう情報は除く。)
		社会的身分	嫡出でない子、被差別部落出身
	<u>制</u>	<u>病 歴</u>	特定の病気に罹患した経歴
	<u>限</u>	犯罪の経歴	<u>前科</u>
	事	<u>犯罪により害を被った</u>	身体的被害、精神的被害、金銭的被害
	<u>項</u>	<u>事実</u>	
		その他	障害、健康診断等の結果、健康診断等の結果に基づく指
			<u>導等、刑事手続、少年法手続</u>